

意見・要望の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望		
ア 見積りの精査（積算） 「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、積算基準等に記載のないものは、見積りを徴集し設計単価を決定することとされている。また、材料費については 3 社以上から見積りを徴集し、異常値を除いた価格の平均値とすることとされている。 しかし、以下の工事では異常値と推定される価格を含めて平均値を算定し、設計単価を決定していた。 これは、異常値を明確に判断する基準が定められていないことも一つの原因であるが、徴集する見積り数を増やしたり、異常値とみなす範囲を設定したりするなど、対応を検討されたい。 大容量送水管整備工事に伴う減圧弁室等の人孔蓋の単価について、3 社から見積りを徴集し、その内 1 社の見積りが他の 2 社の平均の約 2.5 倍であったが、3 社平均値としていたもの （水道局事業部施設課） [№57 大容量送水管(奥平野工区)整備工事その 2] 配水池内の管の取替えに伴う壁面防水工の 2 つの工種の単価について、3 社から見積りを徴集し、その内 1 社の見積りが他の 2 社の平均の約 3 倍または 5 倍であったが、3 社平均値としていたもの （水道局事業部施設課） [№66 鷺田特 1 高層配水池耐震補強工事]	平成 27 年 8 月 28 日から 9 月 10 日にかけて各所属で研修を行い、見積りの精査を徹底するように周知徹底した。 具体的には、見積りにより設計単価を決定する際、見積りを徴集した 3 社のうち、1 社が他の 2 社の平均に比べて極端に価格差がある場合については、もう 1 社別業者から見積りを徴集する、あるいは別業者がない場合であれば除外する等の対応を徹底していく。 また、平成 27 年 10 月 16 日に、同内容について、文書にて職員へ周知徹底した。 あわせて、見積りの異常値については神戸市全体の課題であるため、土木技術管理委員会（積算部会）で異常値の考え方を議論し、その結果、異常値の判定についての運用を定めた。	措置済